

実施方針等の質問（意見）に関する回答<実施方針>

NO	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答事項
1	実施方針	7	2.4.2			構成員に必要な入札参加資格要件	<p>現在、当社は宝塚市様の入札参加資格の登録を行っておりませんが、今年度の入札参加申請（受付開始：5月7日）を行う予定です。一方、宝塚市様のホームページでは、入札参加資格の有効期間が「2026年7月1日～」と記載されていることを確認いたしました。この場合、本事業において当社が構成員として参加することは可能でしょうか。ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>入札参加申請と登録の時期が、本事業の参加資格審査時期と重なる予定であるため、募集要項では、応募事業者の全ての構成員は、参加資格確認基準日において既に「宝塚市競争入札参加資格」を有する者で令和8年度の「宝塚市競争入札参加資格」に登録している、もしくは登録に申請する者、または令和8年度の「宝塚市競争入札参加資格」の登録に申請する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。 なお、本市の入札参加資格登録については、取引希望順位を指定せず、令和8年度の「宝塚市競争入札参加資格」について、登録に至らなかった場合には失格となることも要件とする。</p>

NO	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答事項
2	実施方針	4	2.2.1	表2-1		事業仮契約	事業仮契約後事業契約締結まで約2か月あります。 実施設計にあたり現地調査は可能でしょうか。	基本協定の締結後であれば、準備行為（現地調査等）として実施することは可能とする。 ただし、自己の責任と費用負担において、市と協議の上、市の承諾を得た事項について、本事業の実施に必要な準備行為を行うことができるものとする。
3	実施方針	1	1.1.4	(1)		事業方式	仮にA事業B事業受注となった場合、事業品質の平準化の為、AB統括責任者を置きA、B両事業を1つの事業とすることは可能でしょうか。	A、B事業を1つの事業とすることは不可とする。 A事業とB事業のそれぞれに事業管理責任者を配置するものとし、双方の事業管理責任者の事業品質を平準化する者を配置することは可能とする。
4	実施方針	16	別途資料1			リスク分担	昨今の中東情勢による納期遅延・価格の高騰などは市・事業者の別途協議と考えてよろしいでしょうか。	時々状況と具体的に起きた事象に応じ各種法令や契約定款を踏まえ双方の協議を行うものとする。
5	実施方針	2	1.1.4	-3	イ	アスベスト対応	アスベスト対応に関して、レベル1,2に該当する箇所の情報はご提供いただけますでしょうか。	アスベスト関連の情報は提供する。

NO	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答事項
6	実施方針	7	2.3.3	-1		事業管理業務実施の要件	共通の要件として「宝塚市競争入札参加資格」を有することが条件とされておりますが、事業管理業務を行う者は、入札参加資格の業種や種目に指定はないという考えでよろしいでしょうか。	よろしい。
7	実施方針	12	6.3		ア	不可抗力	契約締結後、社会・経済情勢の悪化（中東戦争の影響等）により施工実施、維持管理の継続が困難になった場合は、不可抗力事由と認められますでしょうか。	時々状況と具体的に起きた事象に応じ各種法令や契約定款を踏まえ双方の協議を行うものとする。
8	実施方針	14	8.3			一部事業の早期完了	指定3施設のLED化整備の早期完了（令和9年3月）について、現状LEDの納期が3～4月を要している為、事業契約締結（12月下旬）前に、LED機器発注の協議をお願いすることは可能でしょうか。	基本協定の締結後であれば、準備行為（現地調査等）として実施することは可能とする。 ただし、自己の責任と費用負担において、市と協議の上、市の承諾を得た事項について、本事業の実施に必要な準備行為を行うことができるものとする。

NO	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答事項
9	実施方針	14	8.3			中間前払金	中間前払金はどのような考え方になりますでしょうか。	前払金の支払いを受け、事業管理・設計・施工等に係る令和10年3月31日までの事業で、中間引渡しが行われ、工期の2分の1を経過し、かつ工程表等により工期の2分の1が経過するまでに実施すべき当該事業に係る作業が行われ、既に行われた当該事業に係る経費が契約金額の2分の1以上の額となること、市との協議で承諾を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、令和8年度に事業を完了し支払い済みの金額を除く契約金額の100分の20に相当する金額の中間前払金の支払いを市に請求することができる。
10	実施方針	16	別添資料1			法令変更リスク・ 税制変更リスク	No.3、6のリスクについて、事業者負担となっていますが、内容により市と協議とさせていただきますでしょうか。	原則、リスク分担表によるが、必要に応じて協議を行うものとする。
11	実施方針	16	別添資料1			住民対応リスク	No.11のリスクについて、明確に事業者の責に帰す事由であるもの（騒音等）以外については、一部、市にもリスク負担をお願いできませんでしょうか。	原則、リスク分担表によるものとする。

NO	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答事項
12	実施方針	17	別添資料1			施工リスク	社会・経済情勢の悪化（中東戦争の影響等）により施工費増加・工事遅延リスク等が発現した場合は、不可抗力事由と認められませんでしょうか。	質疑7と同じ。